|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

|  |
| --- |
|  |

渡嘉敷村観光大使設置要綱

(設置)

第1条　渡嘉敷村(以下「村」という。)を広く国内外に紹介し、村のイメージアップ、観光振興等を図るため、渡嘉敷村観光大使（以下「大使」という。）を設置する。

(役割)

第2条　大使は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1)　村のイメージアップにつながる紹介及び宣伝に関すること。

(2)　村の観光及び発展に寄与する情報の提供に関すること。

(3)　村の要請によるイベント等への出席に関すること。

(4)　その他大使として必要な活動に関すること。

(対象者)

第3条　大使の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする

(1)　国内外において、村の魅力及び情報を積極的に発信する機会を有する者

(2)　産業、歴史、文化、芸術、スポーツ、教育等の分野において、村とゆかりのある者

(3)　その他特に村長が必要と認める者

(委嘱)

第4条　大使は、前条に規定する者のうちから、本人の同意を得て村長が委嘱する。

(任期)

第5条　大使の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2　村長は、任期中においても特別な理由があったときは、大使の委嘱を解くことができる。

（報酬等）

第6条　大使には、報酬を支給しない。ただし、第２条に掲げる活動の遂行のため、村長が必要と認める経費の支給及び次に掲げるものを提供することができる。

1. 渡嘉敷村観光大使の名称の入った名刺

(2)　村の特産品

(3)　村の観光等の情報（パンフレット、広報紙）

(4)　その他、村長が必要と認めるもの

(庶務)

第7条　大使に関する庶務は、商工観光課において処理する。

(委任)

第8条　この要綱に定めるもののほか、大使に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、交付の日から施行し、平成24年4月20日から適用する。